

# 令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知<後期監査報告書(令和6年3月21日)>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの 5件  
 【C：実施しないことを決定済】 基準日までに「処理」を実施することはできるが、何らかの理由により実施しないことを決定したもの 14件  
 【D：実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの 10件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの 29件  
 【B：検討中】 基準日において「再発防止策」又は「改善策」を実施すること(又は実施しないこと)を検討しているもの 0件

## ○出資団体監査

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	地域振興部	旭支所	株式会社旭高原	株式会社旭高原	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 計算書類の個別注記表に記載されている棚卸資産の評価基準及び評価方法は最終仕入原価法であるが、一部の商品に最終仕入単価になっていないものがあった。期末決算において、最終仕入単価になっていることを十分確認することが必要である。	16頁	1	D：実施することができない	令和5年12月4日、担当税理士に第12期決算書類を修正することができないことを確認したため、同日、変更しない(できない)ことを決定した。	A：実施済又は決定済	令和5年10月23日に再発防止と注意喚起のため、実務担当者に対して社員研修会を実施した。令和5年12月末の棚卸を実施する時から、その商品の年度末最終納品の納品書、請求書を必ず確認し金額をチェックする。	令和6年3月31日
2	地域振興部	旭支所	株式会社旭高原	株式会社旭高原	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 貸借対照表には修繕引当金が計上されているが、その内容は、プレハブ冷凍庫や車両を今後新規に取得する場合の金額である。したがって、今後発生すると思われる修繕費を見積もったものではないため、取り崩すのが適切と考えられる。	16頁	2	D：実施することができない	令和5年12月4日、担当税理士に第12期決算書類を修正することができないことを確認したため、同日、変更しない(できない)ことを決定した。	A：実施済又は決定済	令和5年10月23日に再発防止と注意喚起のため、実務担当者に対し社員研修会を実施した。引き継ぎ書の作成と関係職員で情報共有を図っていくことを決定した。令和5年12月4日、第13期決算において当該費用の取り崩しを決定した。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
3	地域振興部	旭支所	株式会社旭高原	株式会社旭高原	財産管理状況	【指摘】 元気村管理現金以外に、3か所で現金を保有しているが、これらについて現金出納帳はあるものの、金種表は作成されていなかった。入出金が発生した都度又は週次、月次にて金種表を作成の上、定期的に上席者がチェックを行う必要がある。	1 6 頁	3	D：実施することができない	令和5年12月4日、現状の実金と過去調査を行うことが困難であることを確認し、同日、過去に遡って金種表を作成しないことを決定した。	A：実施済 又は決定済	令和5年10月23日に再発防止と注意喚起のため、実務担当者に対して社員研修会を実施した。令和5年10月末から月次で金種表を作成し、残高確認を2人で実施し、それぞれ金種表に確認印を押印し、出納簿と合わせて保管することとした。	令和6年3月31日
4	地域振興部	旭支所	株式会社旭高原	株式会社旭高原	財産管理状況	【指摘】 市所有である指定管理事業の固定資産には管理番号が付されたシールが貼付しており、実査が行われていたが、会社所有の固定資産にはシール等が貼られておらず、実査も行われていなかった。現物確認が容易にできるようシール等を貼付するとともに、1年に1度は所在を確認し、その証跡を残す必要がある。 また、実査について規程に定められていない。経理規程などに記載する必要がある。	1 6 頁	4	A：実施済 又は決定済	令和6年3月25日に、令和6年度償却資産申告書（償却資産課税台帳）を元に固定資産を令和6年4月1日から確認し、シール等の貼り付けをすることとした。	A：実施済 又は決定済	令和5年10月23日に再発防止と注意喚起のため、実務担当者に対して社員研修会を実施した。令和6年3月25日に令和6年度からの経理規程に「年度末には台帳と照合すること」とする条項を追加した。管理台帳の様式も追加した。	令和6年3月31日
5	地域振興部	旭支所	株式会社旭高原	株式会社旭高原	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 会社計算規則第117条において、計算書類に係る附属明細書の作成が義務付けられているが、以下の明細書が作成されていなかった。 (1)有形固定資産及び無形固定資産の明細 (2)引当金の明細 (3)販売費及び一般管理費の明細	1 7 頁	5	D：実施することができない	令和5年12月4日、担当税理士に第12期決算書類を修正することができないことを確認したため、同日、変更しない（できない）ことを決定した。	A：実施済 又は決定済	令和5年10月23日に再発防止と注意喚起のため、実務担当者に対して社員研修会を実施した。令和5年12月4日に、第13期の決算からは指摘の附属明細書を作成することを決定した。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
6	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 百年草のバーバラはうすで製造しているカレーパンの仕掛品が貸借対照表に計上されているが、その単価がカレーパンの製造を始めた令和3年当時の原材料費だけで構成されていた。しかし、仕掛品は、期末時点で残っている在庫に対応するよう、原材料費及び加工費を計算して計上することが必要である。	17頁	1	C：実施しないことを決定済	令和4年決算は確定しているため、修正しないことを令和5年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年3月31日までに仕掛品の原材料費及び加工費を計算することを決定したが、令和5年度はカレーパンの仕掛品がなく、計上不要となった。今後は、担当者の研修の強化、定期的な単価見直し作業の指示を行う。	令和6年3月31日
7	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 百年草のZ i Z i工房で製造しているハム、ソーセージ等の製品が貸借対照表に計上されているが、その単価が売価で計上されていた。製品の原材料費及び加工費を計算して、製造原価で計上することが必要である。	17頁	2	C：実施しないことを決定済	令和4年決算は確定しているため、修正しないことを令和5年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年1月31日までにZ i Z i工房製品の原材料費及び加工費を計算し、計上した。今後は、担当者の研修の強化、定期的な単価見直し作業の指示を行う。	令和6年3月31日
8	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 足助屋敷のわら細工等の製品は売価の70%で貸借対照表に計上されているが、70%の根拠が不明確である。製造工程があるものは、通常、その製造に係る原材料費及び加工費を計算して製品単価を計算するのが原則である。仮に、売価に一定率を乗ずることで製品単価を計算する場合でも、その一定率を算定するためには、製造のための原材料費及び加工費を集計して根拠を明確にすることが必要である。	17頁	3	C：実施しないことを決定済	令和4年決算は確定しているため、修正しないことを令和5年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年1月31日までに足助屋敷の製品の原材料費及び加工費を計算し、計上した。今後は担当者の研修の強化、定期的な単価見直し作業の指示を行う。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
9	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 領収証の連番が重複していたり、受取額が5万円以上の領収証に印紙が貼付されたか否か事後的に判断できない状況になっていた。領収証の発行保管に関するルールについて再度検討し、領収証を発行する部署での管理方法を統一化した上で運用することが必要である。	17頁	4	A：実施済 又は決定済	領収証の取り扱いのルール化に着手することを令和5年12月4日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和5年12月31日までにナンバリング機の使用による連番管理と、印紙を添付したことを印紙管理簿に記載する点についてルール化し、令和6年1月会計定例監査時に周知した。	令和6年3月31日
10	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 所有している6台の車両のリサイクル預託金が、資産として計上されていなかった。リサイクル預託金制度開始後は車両購入時にリサイクル預託金を支払っているはずであり、リサイクル預託金などの勘定科目で固定資産に計上する必要がある。	18頁	5	C：実施しないことを決定済	令和4年決算は確定しているため、修正しないことを令和5年12月1日に決定した。	A：実施済 又は決定済	顧問税理士と協議し、令和5年12月15日に令和5年度決算から前払い費用として計上することを決定し、計上した。	令和6年3月31日
11	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	財産管理状況	【指摘】 市所有である指定管理事業の固定資産には管理番号が付されたシールが貼付してあり、実査が行われていたが、会社所有の固定資産にはシール等が貼られておらず、実査も行われていなかった。現物確認が容易にできるようシール等を貼付するとともに、1年に1度は所在を確認し、その証跡を残す必要がある。 また、実査について規程に定められていない。経理規程などに記載する必要がある。	18頁	6	A：実施済 又は決定済	令和5年12月4日に経理規程の見直しに着手することを決定した。	A：実施済 又は決定済	令和6年3月31日までに経理規程に固定資産の実査を記載し、シールの添付と実査を行った。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
12	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 計算書類の個別注記表に記載されている棚卸資産の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法だけとなっている。しかし、製品や仕掛品は、製造工程を伴うものであり、最終仕入原価法という表示は適切ではないと考えられる。上記1から3までに記載のとおり、個々の製品や仕掛品の製造原価の計算方法を見直した上で、それに合った記載にすることが必要である。	18頁	7	C：実施しないことを決定済	令和4年決算は確定しているため、修正しないことを令和5年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	顧問税理士と協議し、令和5年12月15日に令和5年度決算から最終仕入原価法に加え、売価還元法を記載することを決定し、記載した。	令和6年3月31日
13	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 計算書類に含まれる製造原価報告書には、仕掛品棚卸高の記載がなく、損益計算書の棚卸高に含められている。仕掛品棚卸高は、当期製品製造原価の計算に含めるべき金額のため、製造原価報告書に記載する必要がある。	18頁	8	C：実施しないことを決定済	令和4年決算は確定しているため、修正しないことを令和5年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	顧問税理士と協議し、令和5年12月15日に、令和6年3月の棚卸では、仕掛品棚卸高の勘定科目を使用し、製造原価報告書に記載することを決定し、記載した。	令和6年3月31日
14	地域振興部	足助支所	株式会社三州足助公社	株式会社三州足助公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 会社計算規則第117条において、計算書類に係る附属明細書の作成が義務付けられているが、以下の明細書が作成されていなかった。 (1)有形固定資産及び無形固定資産の明細 (2)引当金の明細 (3)販売費及び一般管理費の明細	18頁	9	C：実施しないことを決定済	令和4年決算は確定しているため、修正しないことを令和5年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	附属明細書について、令和6年3月31日までに顧問税理士と様式を作成した。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
15	地域振興部	稲武支所	株式会社 どんぐりの里いなぶ	株式会社 どんぐりの里いなぶ	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 商品は売価の80%で貸借対照表に計上されているが、80%の根拠が不明確である。また、会社の採用している商品の評価方法は最終仕入原価法であり、この点とも合致していない。本来は、採用している商品の評価方法に従い、最終仕入単価で商品を計上することが必要である。	1 9 頁	1	D：実施することができない	過去の決定済みの決算書類は是正できない	A：実施済又は決定済	令和5年12月21日新システム導入し、商品マスターのデータ移行および仕入れ価格の確認をし、仕入れ価格（最終仕入原価法）で運用することとした。令和5年度末の棚卸より新システムにて最終仕入原価法による棚卸を実施する。	令和6年3月31日
16	地域振興部	稲武支所	株式会社 どんぐりの里いなぶ	株式会社 どんぐりの里いなぶ	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 書き損じ領収証の先方渡し分が保管されていないものがあつた。領収証の管理も規程などへ明記し、ルールを徹底するため、職員への運用ルール周知が必要である。	1 9 頁	2	D：実施することができない	書き損じの領収証の存在等を社員に確認したが、破棄してしまった可能性が高く、事務処理することができない。（12月1日確認）	A：実施済又は決定済	令和5年12月7日より注意事項を領収証本体表紙及び保管場所に明記し、使用する者が認識できるようにするとともに社員に周知した。 社員への周知は、令和5年12月21日に実施したコンプライアンス研修において、業務改善計画の一環として行った。	令和6年3月31日
17	地域振興部	稲武支所	株式会社 どんぐりの里いなぶ	株式会社 どんぐりの里いなぶ	財産管理状況	【指摘】 小口現金において、小口現金管理簿と小口現金残高確認簿が作成されているが、金種表を作成し、現金在高と上席者のチェックまでは行われていなかった。入出金が発生した都度、週次、最低でも月次にて小口現金に係る金種表を作成の上、上席者のチェックを行う必要がある。	1 9 頁	3	D：実施することができない	過去の時点での小口現金の金種明細は不明であるため。金種表の作成は困難である（12月1日確認）。	A：実施済又は決定済	令和5年12月29日に会計担当者が小口現金の残高確認表および金種表を作成し、上席者の確認をとることとし、以降、月次処理時に実施している。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
18	地域振興部	稲武支所	株式会社 どんぐりの里いなぶ	株式会社 どんぐりの里いなぶ	財産管理状況	【意見】 預金残高については、担当者が各金融機関の通帳残高と試算表残高と整合していることを確認し、上席者ではなく顧問税理士のチェックを受けている。また、通常はチェックした証跡が残されている試算表は廃棄されている。 月次でのチェック結果を書類として残し、チェックしていることを上席者が確かめることが望まれる。	19頁	4	D：実施することができない	毎月末時の通帳の記載がなく、過去の時点での報告書との突き合わせが困難であるため（12月1日確認）。	A：実施済又は決定済	令和5年12月29日より、会計担当者が預金残高報告書に通帳の写しを添付し、上席者へ報告、確認をとることとし、以降、月次処理時に報告・確認している。	令和6年3月31日
19	地域振興部	稲武支所	株式会社 どんぐりの里いなぶ	株式会社 どんぐりの里いなぶ	財産管理状況	【指摘】 市所有である指定管理事業の固定資産には管理番号が付されたシールが貼付しており、実査が行われていたが、会社所有の固定資産にはシール等が貼られておらず、実査も行われていなかった。現物確認が容易にできるようシール等を貼付するとともに、1年に1度は所在を確認し、その証跡を残す必要がある。 また、実査について規程に定められていない。経理規程などに記載する必要がある。	19頁	5	D：実施することができない	過去の実査は是正できない。 過去に遡ってシール貼付はできない。	A：実施済又は決定済	令和5年3月31日現在、備品台帳の確認実施中であり、確認ができ次第、シールを貼る。また、経理規程に毎年度末に台帳と照合する旨の記載をした。	令和6年3月31日
20	地域振興部	稲武支所	株式会社 どんぐりの里いなぶ	株式会社 どんぐりの里いなぶ	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 会社計算規則第117条において、計算書類に係る附属明細書の作成が義務付けられているが、以下の明細書が作成されていなかった。 (1)有形固定資産及び無形固定資産の明細 (2)引当金の明細 (3)販売費及び一般管理費の明細	20頁	6	D：実施することができない	過去の決定済みの決算書類は是正できない	A：実施済又は決定済	令和5年12月7日顧問税理士に相談し、今回の指摘のとおり、令和5年度決算分から附属明細書を決算書の別添として、作成することとした。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
21	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 山遊里で製造しているハム、ソーセージ等の製品が貸借対照表に計上されているが、製品の金額を構成しているのは、肉の原材料費であり、肉以外の原材料費、加工費が含まれていなかった。ハム、ソーセージ等の製造のためにどのような費用が発生しているのか把握し、その製造に要した費用を原則として全て含めて計算することが必要である。 また、製品原価を計算する場合には、損益計算書以外に別途、製造原価報告書を作成することが必要である。	20頁	1	C：実施しないことを決定済	令和4年度決算は確定しているため修正しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済又は決定済	①令和6年4月10日に令和5年度決算に用いる製品製造原価について、肉の加工費及び肉以外の原材料費・加工費を含めた額に改めた。 ②令和6年5月7日に令和5年度の製造原価報告書を作成した。 ③令和6年4月10日に①の算出方法について、従業員への周知を行った。	令和7年1月31日
22	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 山遊里におけるハム、ソーセージの製造に用いる肉類、調味料は、それぞれ製品、原材料で貸借対照表に計上されているが、その際に使用されている単価は、売価の半分として設定されていた。しかし、会社の採用する棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法である。したがって、肉類、調味料の期末在庫金額は、年度末付近の最終仕入単価で計算することが必要である。	20頁	2	C：実施しないことを決定済	令和4年度決算は確定しているため修正しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年4月1日に令和5年度の製品、原材料の原価計算に用いる肉類・調味料の単価について、年度末付近の最終仕入単価で計算するよう計算方法を改めた。 上記について、従業員への周知を行った。	令和7年1月31日
23	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 過年度の領収証は、連番管理されていなかった。不正使用を防ぐために連番管理が必要である。 また、未使用の領収証に社判と代表者印が押されていた。特に代表者印は使用時に押すことが必要である。	20頁	3	C：実施しないことを決定済	領収証は、遡り修正ができないため修正しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済又は決定済	①②領収証発行時に発行番号の記載、社判及び社印を押すよう、12月11日に事務の見直しを行った。 ③12月11日に事務職員全員に対し、事務処理方法の周知徹底を行った。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
24	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 所有している3台の車両のうち、2台分のリサイクル預託金が資産として計上されていなかった。 また、1台分のリサイクル預託金は流動資産の前払費用に含まれているが、通常1年以上預託するので、リサイクル預託金などの勘定科目で固定資産に計上する必要がある。	2 1 頁	4	C：実施しないことを決定済	令和4年度決算は確定しているため修正しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済 又は決定済	①現在保有しているリサイクル預託金の会計処理については、顧問税理士と処理方法を協議の上、令和5年度決算書に反映させることを12月11日に決定した。 ②職員に対し事務処理方法の周知徹底を行う。	令和6年3月31日
25	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	財産管理状況	【指摘】 市所有である指定管理事業の固定資産には管理番号が付されたシールが貼付しており、実査が行われていたが、会社所有の固定資産にはシール等が貼られておらず、実査も行われていなかった。現物確認が容易にできるようシール等を貼付するとともに、1年に1度は所在を確認し、その証跡を残す必要がある。 また、実査について規程に定められていない。経理規程などに記載する必要がある。	2 1 頁	5	C：実施しないことを決定済	過年度の固定資産の実査と管理は、是正できないため、対応しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済 又は決定済	①年に1度は、固定資産の所在を確認しその証跡を残すことにし、令和6年3月25日に実施した。 ②固定資産の現物確認が容易にできるよう、管理番号及び社名を表記したシールを令和6年3月25日に貼付した。 ③会社所有の固定資産の実査に関する規定を入れた経理規程を令和6年3月25日に決定し、令和6年度から運用を行う。	令和6年3月31日
26	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 計算書類の個別注記表に記載されている棚卸資産の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法だけとなっている。しかし、製品は、製造工程を伴うものであり、最終仕入原価法という表示は適切ではないと考えられる。上記1に記載のとおり、製品原価の計算方法を見直した上で、それに合った記載にすることが必要である。	2 1 頁	6	C：実施しないことを決定済	令和4年度決算は確定しているため修正しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和6年5月7日に、令和5年度の決算報告書の個別注記表に記載されている棚卸資産のうち、製品の評価基準及び評価方法に関する表記について、「製品は売価還元法を採用しています。」に改めた。 上記について、従業員への周知を行った。	令和7年1月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
27	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 会社計算規則第117条において、計算書類に係る附属明細書の作成が義務付けられているが、以下の明細書が作成されていなかった。 (1)有形固定資産及び無形固定資産の明細 (2)引当金の明細 (3)販売費及び一般管理費の明細	2 1 頁	7	C：実施しないことを決定済	令和4年度決算は確定しているため修正しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済又は決定済	顧問税理士と処理方法を協議の上、法令で義務付けられている帳票を作成し、令和5年度決算書に反映させることを12月11日に決定した。	令和6年3月31日
28	上下水道局	総務課	(一財)水道サービス協会	(一財)水道サービス協会	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 過年度からその他会計の一般正味財産と、法人会計の一般正味財産に、700万円余の入り繰りが生じている。令和5年度決算において、他会計振替額にその分を加味し、その旨を注記することにより正しい金額にする必要がある。	2 2 頁	1	A：実施済又は決定済	令和6年3月21日に決算処理として、他会計振替額(減価償却引当資産)及び他会計振替額(什器備品)により修正し、その旨を令和5年度の決算書の「正味財産増減計算書」に注記事項として記載した。	A：実施済又は決定済	令和6年3月22日に指摘事項及び処理内容を会議録に残し、事務局内で周知するとともに是正の取組を行うこととした。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
29	上下水道局	総務課	(一財)水道サービス協会	(一財)水道サービス協会	決算書類の作成及び表示方法	<p>【意見】</p> <p>財務諸表に対する注記に記載されている関連当事者との取引の内容に該当なしとあるが、公益法人会計基準注解(注17)において、関連当事者として当該法人を支配する法人が掲げられている。また、公益法人会計基準の運用指針には「国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。」とされている。</p> <p>理事の半数及び理事長を市出身者が務めており、加えて、令和4年度決算における経常収益のうち市からの受託事業収益が98%を占めている事実からすると、市は当該法人を支配する法人といえる。</p> <p>したがって、情報開示の点から、市との取引を注記することが望まれる。その場合、上記の受託事業収益の取引を記載することとなる。</p>	2 2 頁	2	A：実施済 又は決定済	令和5年12月7日に、決算書の「財務諸表に対する注記」の様式に、「関係当事者との取引の内容」の表を追加した。	A：実施済 又は決定済	令和5年12月7日に、決算書の「財務諸表に対する注記」の様式に、「関係当事者との取引の内容」の表を追加し、令和5年度の決算書から明記する。	令和6年3月31日